
第24回（令和7年度）中部日本個人・重奏コンテスト
大学・一般部門 長野県大会 開催要項

1. 名 称 第24回（令和7年度）中部日本個人・重奏コンテスト 大学・一般部門 長野県大会
（第38回 中部日本個人・重奏コンテスト 本大会 予選）

2. 主 催 長野県吹奏楽連盟，長野県大学職場一般吹奏楽連盟，中日新聞社

3. 後 援 長野県，長野県教育委員会，松本市，松本市教育委員会（申請予定）

4. 日 時 令和8年1月25日（日） 10時開会予定

※開催時刻は個人・重奏コンテストとアンサンブルコンテストの申込演奏数により変更になります。

【同日・同会場にて、第51回長野県アンサンブルコンテスト「大学の部」、「職場・一般の部」を開催します】

5. 会場 ザ・ハーモニーホール（松本市音楽文化ホール）

〒390-0852 松本市島内4351 TEL 0263-47-2004 FAX 0263-47-2383

6. 審査員

奥山 泰三（トランペット奏者）／小田 愛美（トロンボーン奏者）／白石 法久（フルート奏者）／
十亀 正司（クラリネット奏者）／芳賀 傑（作曲家）

7. 参加資格

① 参加する個人またはグループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の正会員であり、かつ申込時点において中部日本吹奏楽連盟の会員である団体（学校）であること。

ただし、当該団体（学校）が申込時点において中部日本吹奏楽連盟に加盟していない場合は、中部日本吹奏楽連盟への加盟手続きを行うことを条件として参加資格を付与する。

② 参加する個人またはグループが属する団体（学校）が長野県内を活動の拠点とする長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体（学校）であって、参加申し込み締め切り日時までに長野県大学職場一般吹奏楽連盟の入会手続きが完了し、かつ申込時点において中部日本吹奏楽連盟の会員である団体（学校）であること。

ただし、当該団体（学校）が申込時点において中部日本吹奏楽連盟に加盟していない場合は、中部日本吹奏楽連盟への加盟手続きを行うことを条件として参加資格を付与する。

8. 実施部門

1) 個人の部（県大会のみ）

2) 重奏の部

9. 参加費用

1) 参加費

① 個人の部 1演奏につき、演奏者：4,000円（＋ピアノ伴奏者：1,000円）

② 重奏の部 1演奏につき、演奏者1名：4,000円

2) 音楽著作物利用料

1人または1グループ（1演奏）につき、600円

※別途、中部日本吹奏楽連盟への団体加盟費用が必要になります。後述の「13. 加盟手続き」2)のご案内により、**本年度加盟費の2,000円**（※本部会費値上げの場合には別途連絡します）を納めてください。

10. 申込期限

1) 参加申込み 令和7年12月10日（水） 21：00

2) 参加費用納入 令和7年12月10日（水）

11. 手続方法

1) 参加申し込み

インターネットによる長野県吹奏楽連盟ホームページからの申し込みしか受け付けておりません。

- ① 長野県吹奏楽連盟ホームページ（<http://www.ajba.or.jp/nagano/>）を開く。
- ② 「長野県吹奏楽連盟各種申込フォーム」を選択する。
- ③ 出場大会より「アンコン長野：中日一般の部」を選択する。
- ④ パスワードを入力する。パスワードは です。
- ⑤ 指定事項を入力する。
 - * 申し込みの際、指定されている項目はすべて入力してください。
 - * 個人の部で伴奏者がいる場合は当該伴奏者を「演奏者2」の欄に必ず入力をしてください。その際パートは「90:Piano」を選択してください。
 - * 指定事項が正常に記入された場合、申し込みアドレスに確認メールが自動返送されます。
 - * 申し込みアドレスに送られる確認メールでは申込用紙への捺印・提出を案内していますが、提出は不要です。
- ⑥ 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の正会員に属する者の申し込みにおいて、申込書に記載した参加人員を所属団体別に合計した人数が長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約第8条に基づき報告している団体活動人員数を上回る場合、その団体（学校）は申込手続き後すみやかに長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局へ登録事項変更届を提出し、増となる団体活動人員数分の会費（一人あたり4,000円）を納入して下さい。
- ⑦ 事務局で申込内容を審査し、疑義があれば申込書は受理となります。
申込書に疑義がある場合及び上記⑥に該当する場合は事務局から連絡先アドレスに疑義を問い合わせます。
申込書はその疑義の処理が済み次第受理となります。

2) 参加費用の納入

- ① 参加費用（参加費と音楽著作物利用料の合計費用）は郵便振込で納入していただきます。
- ② 参加費用は個人又はグループごと個別に別々の振込用紙を使用して最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）で納入してください。
- 払込先口座番号：00590-5-48913 加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟
- 最寄りの郵便局に備え付けてある料金振込人負担の振込用紙（青色用紙）を利用する等により、参加費用に振込料金等各種手数料を添えて手続きしてください。なお、振込料金等各種手数料は各個人又は各グループでの確認と負担をお願いします。
- ③ 振込手续をする前に、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の通信欄に以下の事項を必ず記載してください。
- ・大会名：中部日本個人・重奏コンテスト長野県大会
 - ・部門名：「個人」又は「重奏」 のどちらか
 - ・所属団体名：参加グループが所属する団体（学校）名（連盟に登録している団体（学校）名）
 - ・個人名又はグループ名：個人の場合は演奏者氏名
重奏の場合は ○○○××重奏
〔同一所属団体（学校）で同一編成がある場合は曲名と作曲者名を記載する〕
 - ・グループ代表者氏名：○○○○ ……重奏の場合は参加するグループの代表者氏名
 - ・納入金額：（個人） 600 円（音楽著作物利用料）＋4,000 円＋1,000 円（ピアノ伴奏ありの場合）
＝○○○○円
（重奏） 600 円（音楽著作物利用料）＋○○人×4,000 円＝○○○○円
のどちらか
- ④ 重奏の部への参加グループで同一編成・同一演奏者により「長野県アンサンブルコンテスト長野県大会」

に参加する場合であっても、参加費用の納入は大会ごとに別々の振込みとして手続きしてください。

12. 加盟手続

1) 長野県大学職場一般吹奏楽連盟への加盟手続き

- ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟へ加盟していない団体（学校）に属する者が参加申込をすることはできません。予め長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局（事務局長 七澤秀星）へ入会希望を申し出、所属する団体（学校）の入会手続きを行って下さい。
- ② 入会手続きの状況を見ながら、参加申込みに必要なパスワードを明記した実施規定・開催要項をお送りいたします。

2) 中部日本吹奏楽連盟への加盟手続き

- ① 中部日本吹奏楽連盟へ加盟していない団体（学校）に属する者が参加申込をする場合は、所属する団体（学校）が中部日本吹奏楽連盟へ加盟手続きをする必要があります。
- ② 加盟手続きは本年度加盟費2,000円（本部会費500円＋長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務経費1,500円）（※本部会費値上げの場合には別途連絡します）を納入することで対応していただきます。上記「11. 手続き方法 2）参加費用の納入」とは別に、1団体（学校）につき2,000円を郵便振込で納入して下さい。
- ③ 加盟費はコンテスト参加費用とは別に、最寄りの郵便局に備え付けてある料金振込人負担の振込用紙（青色用紙）を利用する等により、参加費用に振込料金等各種手数料を添えて手続きしてください。なお、振込料金等各種手数料は各団体（学校）での確認と負担をお願いします。

払込先口座番号：00590-5-48913 加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟

- ④ 振込手続をする前に、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の通信欄に以下の事項を必ず記載してください。
 - ・所属団体名：団体（学校）名（連盟に登録している団体（学校）名）
 - ・令和7年度中部日本吹奏楽連盟加盟費 2,000円

13. 留意事項

- 1) 「7.参加資格」に記載のとおり、このコンテストに参加するためには参加する個人またはグループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員であることが必要です。

当該団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員ではない場合には、あらかじめ長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局（事務局長 七澤秀星）へ入会希望を申し出、当該団体（学校）の入会手続きを行って下さい。

入会手続きの状況を見ながら、参加申込みに必要なパスワードを明記した開催要項をお送りいたします。
- 2) 団体（学校）代表者の氏名、住所等、連盟に届け出ている団体（学校）の情報に変更がある場合は、事前に「登録事項変更届」を提出してください。コンテストの申し込み手続は所定の変更手続を済ませた後をお願いします。
- 3) 以下の場合は申し込みを無効とします。
 - ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員である団体（学校）に属する個人またはグループ以外からの申し込み。

ただし、当該申し込みを手続きした個人またはグループが属する団体（学校）が長野県大学職場一般吹奏楽連盟へ入会手続中である場合を除く
 - ② 申込期限（日時）を過ぎてから参加申し込みがあった場合。
 - ③ 納入期限までに参加費用の納入がなかった場合。
 - ④ 参加申し込みを行った個人またはグループが属する団体（学校）が上記「11. 手続き方法 1）参加申し込み ⑥」に該当する場合で、その手続きを怠った場合。

⑤ 参加申し込みを行った個人またはグループが属する団体（学校）が中部日本吹奏楽連盟の会員ではない場合に、当該団体（学校）が中部日本吹奏楽連盟への入会手続き、すなわち上記「12. 加盟手続 2）中部日本吹奏楽連盟への加盟手続き ②」の本年度加盟費の納入を怠った場合。

4) 原則として、納入された参加費用は理由の如何に関わらず返還いたしません。

5) 個人情報に関して以下のとおり取り扱います。

① 団体（学校）名、演奏形態名、演奏者氏名、伴奏者氏名をプログラムに掲載します。

② 長野県吹奏楽連盟と業務を契約している写真録音委託業者へは参加者が属する団体（学校）の情報（団体（学校）名、代表者氏名、連絡先住所、連絡先担当者氏名）、各演奏グループに関する情報（参加責任者氏名）及び参加者個人に関する情報（演奏者氏名、伴奏者氏名）を提供します。

③ 傷害保険加入のため、参加者の個人に関する情報（氏名、住所）を契約する保険代理店へ提供します。

④ 参加者が属する団体（学校）の情報および参加者個人に関する情報は上記①、②及び③のほかコンテスト運営上必要な場合や行政機関等の公的機関からの要請に基づく情報提供以外には一切使用しません。

6) 規定

① 本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟個人・重奏コンテスト実施・審査規定」に従います。

② 本大会の大会当日の運営は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト大会運営細則」を準用し、これに従います。

7) 著作権の取り扱い

① 音楽著作物利用許諾手続きは主催者が行います。

② 音楽著作物使用料は各個人又は各グループの負担とし、参加費用に含んで一律徴収とします。

③ 編曲許諾、演奏許諾が必要な場合は参加者の責任で手続きを済ませてから参加申込を行ってください。

④ 著作権法保護のための自主規制として、コンテスト当日に使用楽譜の原譜使用、複製許諾、編曲許諾及び演奏許諾の状況を確認します。口頭もしくは楽譜、書類の提示により対応をお願いします。

⑤ 音楽著作物利用の公正化及び責任所在の公明化を図るためプログラムへ作曲者名、編曲者名、出版社名を明記するので、参加申込書の所定欄に必ず記入してください。

⑥ 著作権法を遵守するとともに、特に以下の点について留意し、著作権について不明な点がある場合は作曲者、編曲者、出版社等へ問い合わせ、適正な対応を図ってください。

i) 編曲許諾について

楽曲を編曲（編成の変更、使用楽器の変更、カット等を含む）するなど著作物に改変を加えて演奏する場合、使用する楽譜によっては著作者の同意を得る必要があります。なお、許諾の要否が判断できない場合には作曲者、編曲者、出版社等に直接問い合わせるなどの対応により確認をお願いします。

【JASRAC ホームページ：<http://www.jasrac.or.jp/index.html>】

【JASRAC インフォメーションデスク：03-3481-2125】

ii) 複製許諾について

原譜やレンタル楽譜を所持せず、コピー楽譜を手配して原譜として使用する場合、手配するコピー楽譜には複製許諾が必要になります。楽譜コピーに関しての Q&A が「楽譜コピー問題協議会（CARS）」のホームページに掲載されていますので参考にしてください。

【ホームページ：<http://www.cars-music-copyright.jp/qa.html>】

iii) 著作権全般について

著作権（楽曲使用の可否、編曲許諾、演奏許諾等）の取り扱いにつきましては、各参加グループでの事前確認をお願いします。

なお、著作権に関するQ&Aが「公益社団法人著作権情報センター」のホームページに掲載されていますので参考にいただき、不明な点は直接電話で問い合わせさせていただくようにお願いします。

【ホームページ：<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>】

【著作権相談専用電話：03-5348-6036】

iv) 絶版楽譜の取り扱い

楽譜が絶版の楽曲については、出版元からコピーサービスを受けた楽譜か複製許諾のあるコピー楽譜を使用してください。楽譜が未出版の楽曲については、著作権者（作曲者や楽譜出版社など）からの演奏許諾書（書式自由）を提示いただけるよう準備をお願いします。

絶版の楽譜、未出版の楽譜の取り扱いにつきましては、下記の各ホームページにQ&A等の記載がありますので参考にしてください。

「一般社団法人日本楽譜出版協会」

【ホームページ：<http://j-gakufu.com/faq.html>】

「公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 東北支部（!!使用楽譜と許諾について!!）」

【ホームページ：http://www17.plala.or.jp/JBA-TOHOKU/guide_S2.html】

v) 不適切行為に係る責任分担について

大会への参加申込は、使用楽譜に係る原譜の購入やレンタル手続き、著作権所有者への複製許諾手続き、使用する楽曲の編曲許諾手続き等が適切に行われていることが条件になります。このため、後日これらの手続への不適切対応が明白となり処罰や賠償責任が生じた場合には、申込時点で参加申込者に虚偽の事実があったものと判断し、これらの不適切行為に係る一切の責任を当該申込者に負っていただきます。

vi) 不服申し立てについて

使用楽譜に係る諸手続に起因する処罰や賠償責任への対応で生じた不服等については、長野県吹奏楽連盟理事長へ申し立てのうえ、双方で協議してください。

8) その他

① 疑義の問い合わせ

本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の主管により長野県吹奏楽連盟が主催するコンテストです。大会参加に係る疑義は必ず「長野県大学職場一般吹奏楽連盟」の事務局長へ問い合わせして下さい。

中部日本吹奏楽連盟など上部大会の主催連盟へ問い合わせることが無いよう、団体（学校）内での周知徹底をお願いします。

問い合わせ先は次のとおりです。できる限りFAX、Eメールの利用をお願いします。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟 事務局長 七澤秀星

TEL（携帯） 090-5445-6428 E-mail nanashu07@gmail.com

② 出演順は理事会での抽選により決定します。

③ 本大会は連盟役員と同日に開催するアンサンブルコンテスト並びに個人・重奏コンテスト「重奏の部」へ参加するグループから選出をいただく委員で構成するアンサンブルコンテスト実行委員会が大会を運営します。

実行委員は、個人・重奏コンテスト「重奏の部」へ参加するグループのうち同日に開催するアンサンブルコンテストへ同一演奏曲・同一演奏者により参加しているグループを除き、グループ単位で選出をいただきます。

後日通知する規定数の実行委員を選出いただけない場合はコンテストでの演奏を許可することができませんのでご留意下さい。

④ コンテスト当日日程、出演順、選出実行委員数、実行委員業務分担の決定後、各参加グループ（個人の部の場合は参加者）宛に進行表、諸連絡事項、実行委員選出依頼、実行委員業務分担表を送付します。

⑤ 本大会の日程は下記のとおりです。

大会名： 第38回中部日本個人・重奏コンテスト 大学・一般部門（重奏の部）

期 日： 令和8年3月28日（土）・29日（日）

会 場： ひこね市文化プラザ （滋賀県彦根市）

- ⑥ 本大会の「大学・一般部門」は「重奏の部」のみとなります。このため、「個人の部」については本大会への県大会代表推薦選考はありません。
- ⑦ 審査の結果により県代表となった場合、本大会への参加を辞退することをご遠慮下さい。
- ⑧ 本大会当日に、同日・同会場にて、第 51 回長野県アンサンブルコンテスト「大学の部」、「職場・一般の部」を開催します。当該大会の開催要項も公示しておりますので、参加する大会の申し込み間違いが生じないように十分に留意してください。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟個人・重奏コンテスト実施・審査規定

制定 (令和 5 年 10 月 15 日)

〔1〕 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟と長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主催する中部日本個人・重奏コンテスト長野県大会（以下、「コンテスト県大会」という。）の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. コンテスト県大会は、当連盟の正会員であり、かつ、中部日本吹奏楽連盟に加盟する団体（以下、「加盟団体」という。）に属するグループが応募して参加し、毎年1月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

〔2〕 実施部門及び演奏形態と人員

1. 実施部門を次のとおりとする。
 - ①個人の部
 - ②重奏の部
2. 演奏形態と人員は次のとおりとする。
 - ①個人の部
指定楽器による独奏とする。
 - ②重奏の部
指定楽器による重奏とし、各グループの編成は2～10名とする。

〔3〕 参加資格

1. 演奏者（ピアノ伴奏者を除く）の参加資格要件は加盟団体に属する個人又はグループで次のとおりとする。
 - ①大学
構成メンバーは同一の大学又は高等専門学校に在籍している学生とする。
なお、高等専門学校においては学校教育法第119条により置かれた専攻科の学生、大学においては学校教育法第91条により置かれた大学の専攻科及び別科の学生及び同法第92条により置かれた大学院の学生を含むものとする。
ただし、管楽器、打楽器、コントラバスを専攻する学生の参加は認めない。
 - ②職場及び一般
構成メンバーは当該団体の構成員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
2. ピアノ伴奏者の参加資格要件は次のとおりとする。
 - ① ピアノ伴奏者は複数の演奏者の伴奏を担当することを認める。ただし、職業演奏家によるピアノ伴奏は認めない。
 - ② 「個人の部」のピアノ伴奏者が「個人の部」の演奏者として応募し演奏することは避けること。
 - ③ 「重奏の部」の演奏者が「個人の部」のピアノ伴奏者として出場することは認めない。
3. 「重奏の部」の演奏者が「個人の部」の演奏者として出場することは認めない。
4. 「重奏の部」において、同一の演奏者が「重奏の部」の2以上のグループの演奏に重複して出場することは認めない。

〔4〕 演奏

1. 個人の部
独奏の楽器及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースによる独奏とする。
 - ② ピアノ伴奏を認める。
2. 重奏の部
グループの編成、演奏者配置及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースによる重奏とする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
 - ② ピアノを含めることは認めない。
 - ③ 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
 - ④ 独立した指揮者は認めない。

- ⑤ 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
3. 参加する個人（独奏）又はグループ（重奏）は任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。
4. 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。
- （注） 1. 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。ただし、平成30年の著作権法改正以前に保護期間を終えているものは遡及されることはない。
2. 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
5. 演奏時間について次のとおりとする。
- ① 演奏時間は個人の部4分以内、重奏の部5分以内とする。
- ② 演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。
- ③ 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
6. 出演順について次のとおりとする。
- ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
- ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。

[5] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
- ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
- ② 審査員は音楽に関する専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
- ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。
- | | |
|------------|-------------------------------|
| A 音と音質 | 音色、音のコントロール、音のブレンド |
| B イントネーション | 音程、フレージング |
| C テクニック | アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術 |
| D バランス | 主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量 |
| E 楽曲解釈 | テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度 |
3. 審査の評価は次のとおりとする。
- ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
- ② 審査員は[5] 2. に規定する審査の観点を踏まえて各個人（独奏）と各グループ（重奏）について独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各個人（独奏）と各グループ（重奏）の審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定値」として集計し、各個人（独奏）と各グループ（重奏）について以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。
- | | |
|----|------------|
| 金賞 | 80点以上 |
| 銀賞 | 60点以上79点以下 |
| 銅賞 | 59点以下 |
6. [5] 5. の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
7. [4] 5. の規定により失格となった個人（独奏）とグループ（重奏）には努力賞を授与する。

[6] 規定違反に対する処分

1. 参加する個人やグループに[3] 1.、[3] 2.、[3] 3.、[3] 4. 又は[4] 4. の規定に違反する事実が認められた場合は、当該参加者や参加グループについて参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
2. 参加する個人（独奏）の演奏に[4] 1. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
3. 参加するグループ（重奏）の演奏に[4] 2. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

[7] 中部日本個人・重奏コンテスト本大会出場グループの推薦

1. 上部大会の中部日本個人・重奏コンテスト本大会「重奏の部」へ出場するグループの推薦は以下のとおりとする。
 - ① 中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数の範囲内で金賞受賞グループの「評定点」の上位より選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ② 前①項による選出において金賞受賞グループ数が中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数に満たない場合は、中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数から前①項により選出したグループ数を差し引いたグループ数を銀賞受賞グループの「評定点」の上位より選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ③ 前①項及び前②項による選出において選出グループ数が中部日本吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数を超えた場合は、最下位で選出されたグループについて審査委員会が投票を行って獲得票数の上位のグループから順に選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
2. 中部日本個人・重奏コンテスト本大会の「大学・一般部門」では「個人の部」の部門設定が無いため、「個人の部」では代表推薦を行わない。

[8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各個人及び各グループに授与する賞、並びに中部日本個人・重奏コンテスト本大会の出場権を授与したグループは表彰式で発表する。
3. 審査カードは各個人又は各グループへの引き渡しにより公表し、各個人又は各グループが得た「評定点」及び受賞した「賞」、並びに中部日本個人・重奏コンテスト本大会の出場権を授与したグループは表彰式終了後に掲示等により公開する。なお、審査員氏名は公表する。

[9] その他

1. コンテスト県大会の参加に要する費用は参加する個人又はグループの負担とする。
2. コンテスト県大会の運営方法は理事会が定める。
3. コンテスト県大会の開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
 - ①審査及び表彰に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
 - ②運営に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンテスト県大会実施上の細目については理事会がその都度定める。

《準用する規定》

※ 「アンサンブルコンテスト」を「中部・日本個人重奏コンテスト」に読み替えて適用します。

【運営細則】

長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト大会運営細則

制定 平成 23 年 4 月 17 日

施行 平成 23 年 4 月 24 日

改正施行 令和 2 年 10 月 11 日

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管として開催する長野県アンサンブルコンテスト（以下、「アンサンブルコンテスト」という。）の大会運営はこの細則の定めるところによる。
- 2 アンサンブルコンテストの大会運営は当連盟規約第 31 条に規定する実行委員会を組織してこれにあたる。
- 3 アンサンブルコンテスト参加申し込みグループ（以下、「グループ」という）は実行委員を選出するものとし、連盟役員とともに実行委員会を構成する。
グループから選出する実行委員の数は当連盟理事会がその都度定めて通知する。
- 4 グループは、グループが選出する実行委員に関して事務局長が求める報告事項を、指定された期日までに届け出なければならない。
- 5 グループから届け出のあった実行委員が事故等により運営に携わることができない場合は、グループの責任においてその代理者を充てなければならない。
- 6 定められた数の実行委員を選出しないグループについては、アンサンブルコンテストへの参加を認めない。
- 7 実行委員の担当業務、担当時間及び業務マニュアルは、当連盟事務局長がその都度定める。
なお、実行委員の担当業務及び担当時間はグループの演奏順が決定した後定める。
- 8 実行委員の担当業務、業務担当時間及び業務マニュアルは、あらかじめ事務局長が実行委員長及び各委員へ通知及び送付するものとし、団体が選出した実行委員へは団体の長を通じて通知及び送付する。
- 9 グループから選出された実行委員には長野県大学職場一般吹奏楽連盟会計細則に定める交通費及び宿泊費は支給しない。
- 10 この細則に定めのない細目については当連盟理事長の判断に従うものとする。
- 11 この細則の適用がアンサンブルコンテストの安全な開催に支障を生じさせると理事会が判断した場合は、この細則を適用せず当連盟規約第 31 条に定める実行委員会を別途組織して大会運営にあたるものとする。

附則

- 1) この細則は、平成 23 年 4 月 17 日に制定し、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。
- 2) この細則は、令和 2 年 10 月 11 日に改正し、同日から施行する。